

ご利用開始までの流れ

見学

少しでも興味や見てみたいと思われたら、まずは見学にお越しください。
事業所の雰囲気を感じていただき、不安に思われていることなどなんでも質問してください。
このサイトからの見学申し込みができますし、お電話でも見学予約をしていただけます。
見学していただき実習に進みたいと思われたならその場で実習の予約も可能です。
もちろん後日お電話にて実習予約をしていただくことも可能です。

【持ち物】 障がい者手帳（お持ちであれば）・筆記用具

体験実習（１～３日）

桜ほのぼの苑での作業を実際に体験していただきます。
月曜日～金曜日 ９時５５分～１５時１０分（実働４時間）
１日から３日間、実際に体験していただいてからご自身に桜ほのぼの苑が合っているかを確認してください。
雇用契約を結ぶため、体力や精神力などで作業が厳しいと判断した場合は、入所をお断りする場合がございます。

【持ち物】 昼食・飲料・上履き 【服装】 動きやすい洋服

障害福祉受給者証の申請

見学、実習が終了し入所を希望される場合は、管轄の障害福祉課にて就労継続支援A型での「障害福祉受給者証」の申請が必要です。申請から決定まで１日～１ヶ月と管轄地区によって期間が異なりますので障害福祉課へお問い合わせください。
すでに就労継続支援A型での支給決定を受けられている方は、ご確認させていただきますので、お持ちください。申請に必要なものは障害福祉課へお問い合わせください。
また就労移行支援事業所や就労継続支援B型へ通所している方でも、就労継続支援A型での利用申請が必要です。障害福祉課へ申請をしてください。

ハローワーク就労支援センターで紹介状を受け取る

桜ほのぼの苑の利用を希望される場合はハローワークの紹介状が必要です。
ハローワークの窓口にて「桜ほのぼの苑」の紹介状を受け取ってください。

【持ち物】 障がい者手帳

桜ほのぼの苑にて面接

桜ほのぼの苑大和田事業所で面接を行います。
面接ではいつも通りの服装でリラックスしてお越しいただければと思います。
その中で主に障がいのことやこれまでの経歴、生活状況、配慮して欲しいことなどをお聴かせいただければと思います。双方のマッチングにおいて必要なことなどで遠慮なくなんでもお伝えいただければと思います。

【持ち物】 ハローワークの紹介状・障がい者手帳・履歴書・職務経歴書（できれば）